

政府規制等と競争政策に関する研究会議事概要

平成20年12月12日
公正取引委員会

- 1 日時 平成20年12月5日(金)14:00~15:50
- 2 場所 公正取引委員会11階大会議室
- 3 議題 国際拠点空港等における国際航空貨物の輸出入に係る競争政策上の論点について
- 4 出席者 岩田座長,川島会員,岸井会員,下村会員,中川会員,山内会員,吉野会員
- 5 議事概要

前記議題について,事務局から説明が行われた後,討議が行われた。その概要は以下のとおり。

(は会員の発言, は会員の発言に対する事務局回答)

(1) 空港管理者による上屋の割当てについて

現在の空港管理者は,形式上は株式会社となっているが,外国でいえば国有企業と同等である。空港の管理運営等について,どのように意思決定がなされているのか。公平性を問題にする議論の前提として,管理運営等に係る組織の意思決定に誰がどのような影響力を持っているのかが問題である。

どのように意思決定が行われているかについて,詳細は把握していないが,上屋の割当てについては,成田国際空港では貸付要領という内規に沿って行われている。羽田空港については,PFI事業であるため,その管理運営等を受託した民間企業が行っているのではないかと。

空港の管理運営等の意思決定について,国の資本が管理運営等を行う民間会社に入っているからといって,直接的に国が関与するようなシステムにはなっていない。羽田空港では,PFIによりその管理運営等を受託する事業者選定の段階から,上屋の割当て方法が問題となっており,客観的な上屋の割当て基準を作る必要性の観点から,その公平性の問題はかなり意識されている。そのため,羽田空港での上屋の割当て基準については,客観性及び透明性を確保したものとなっている。いずれにしろ,上屋の割当てに関するイコールフットィングの確保が重要な課題になっていることは事実である。

問い合わせ先	公正取引委員会事務局経済取引局調整課
電話	03-3581-5483(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

上屋の割当方法としては、入札方式も考えられるのではないか。

空港内の上屋の割当てを民間企業が行う場合、単なる一私企業に対し完全に公平な上屋の割当てを行うよう求めるとするのは難しいのではないか。しかしながら、空港施設の一部として、上屋自体には公共性が認められるので、その公平な割当てを実現すべきであるとの要請もある。その手段として法律的に考えると、独占禁止法等の一般的なルールによる規律及び特別な法律に基づく規律という2つのアプローチがあり得る。

現在、成田国際空港の民営化について議論されているが、関西・中部の両国際空港についても国の出資比率を今後見直していくということであれば、関西・中部の両国際空港にも成田国際空港と同じような問題が生じるのではないか。

(2) 通関業における規制について

需給調整の機能を考える場合、営業区域の制限を前提として需給調整が行われるため、需給調整条項があると、同一営業区域内での業務拡大や他の営業区域での業務開始が制限されてしまう。そこが、現行制度の一番大きな問題である。需給調整条項を廃止すれば、能力要件等もあるが、営業区域をまったく営業も自由になるため、随分、現在と環境が変わるのではないか。

需給調整条項については、現在、通達によって、通関業への参入において実質的な障害とならないよう運用によって配慮されている状態にある。

通関業の許可基準のうち、通関業法第5条第3号の需給調整条項だけでなく、人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有することという第2号の要件も、通関業者としてそれなりのキャリアを求めている要件であると考えられ、この要件があると、通関業への新規参入は難しいものとなるのではないか。

むしろ、通関業法第5条第1号や第2号の規定は、あまり意味のない規定ではないのか。その一方で、特に、第2号の十分な社会的信用を有するという要件は、何を意味するのか分からない。キャリアを要するというここでは、資格を取得したばかりの通関士では許可が与えられないこととなる。このように趣旨の曖昧な規定は、参入阻止的に働くときには非常に競争阻害的に働くことになると考えられる。どのように解釈すればよいのか。

十分な社会的信用を有するという要件は、いわゆる反社会的な勢力が参入しないようにするという趣旨と解説されている。

営業区域の制限について、区域ごとの税関長に通関業を行うことについての許可権限まで与える必要があるだろうか。税関長が通関業者に対する監督権限を持っていれば、許可権限がなくても、通関業の適正な運営は確保できるのではないかと。指導監督の必要性と許可権限の必要性は必然的につながるものではないのではないかと。

需給調整条項を廃止する場合、営業区域の変更は、いずれかの税関長から通関業の許可を受けていれば、届出にするという方法も考えられる。

営業区域の制限の理由が、税関検査等に迅速に対応できる体制を確保するためということであれば、営業区域の制限は不要である。規制がなくても、近くに営業所等を持たない通関業者に対して荷主は依頼しないだけであり、そのような通関業者は自然と市場原理により淘汰される。

料金の上限規制については、利用者保護という目的は理解できるが、一方で、料金が上限に高止まりするという効果が生じる場合も考えられる。

通関料金について、以前は、需給調整により、供給側が絞られ、需要側との関係で上限を抑える必要があったかもしれないが、現在は、供給側が絞られないよう配慮がなされているので、全体の状況として変わっているのではないかと考えられる。

6 今後の予定について

次回会合については、後日、日程調整を行うこととされた。

(文責 公正取引委員会事務総局 速報版につき事後修正の可能性あり)

政府規制等と競争政策に関する研究会会員

座長	岩田 規久男	学習院大学経済学部長
	井手 秀樹	慶応義塾大学商学部教授
	川島 富士雄	名古屋大学大学院国際開発研究科准教授
	岸井 大太郎	法政大学法学部教授
	清野 一治	早稲田大学政治経済学部教授
	下村 研一	神戸大学経済経営研究所教授
	中川 寛子	北海道大学大学院法学研究科准教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科長
	吉野 源太郎	日本経済研究センター客員研究員

(役職は平成 2 0 年 1 2 月 5 日現在)